

平成15年6月11日

各位

会社名 三井海洋開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 健 司
(コード番号：6269)
問合せ先 取締役経営企画室長 岩波 康 弘
電話番号 03-5800-6081 (代表)

公募新株式の発行価額並びにブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成15年5月28日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成15年6月11日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行 価 額 1株につき 金 714円
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
2. 発行価額中資本に組入れない額 1株につき 金 357円
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
3. 仮 条 件 840円から1,000円

4. 仮条件の決定理由等

当社グループは、FPSOをはじめとする浮体式海洋石油・ガス生産設備の設計・建造及び据付、リース・チャーター及びオペレーションといったサービスを海外各国の石油開発事業者を提供することを主たる事業としております。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① FPSOをはじめとする浮体式海洋石油・ガス生産設備業界において、わが国唯一のメインコン
ト
ラクターであり、独自性に富んだ事業を展開している。また、グローバルでの強い競争力を有し、業界シェアも高いポジションを確保している。
- ② 海洋油田開発の活発化とともに業界の成長が見込まれ、顧客もオイルメジャー、各国の石油公社であるなど、経営及び業績は安定している。
- ③ 中長期的には、現在稼働中のFPSO、FSOについて再リース・チャーターを行う局面において、さらなる業績の拡大、収益性の向上が期待される。

以上の評価に加え、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は840円から1,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

- | | | | |
|----------|------|-------------------|--------------|
| ① 発行新株式数 | 普通株式 | 3,300,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 3,200,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 975,000株 (※) |

(2) 需要の申告期間 平成15年6月13日(金曜日)から
平成15年6月19日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成15年6月20日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成15年6月24日(火曜日)から
平成15年6月27日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成15年7月1日(火曜日)

(6) 配当起算日 平成15年7月1日(火曜日)

(7) 株券受渡日 平成15年7月2日(水曜日)

(※) 今回の募集及び売出しにあたっては、需要状況を勘案し、本募集及び本売出しとは別に975,000株を上限として、野村証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成15年5月28日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成15年7月29日とする当社普通株式975,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、平成15年7月2日から平成15年7月22日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において本件第三者割当増資にかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 第三者割当増資の条件

- | | | | |
|--------------------|-------|---|------|
| (1) 発行価額 | 1株につき | 金 | 714円 |
| (2) 発行価額中資本に組入れない額 | 1株につき | 金 | 357円 |

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。